

第5章

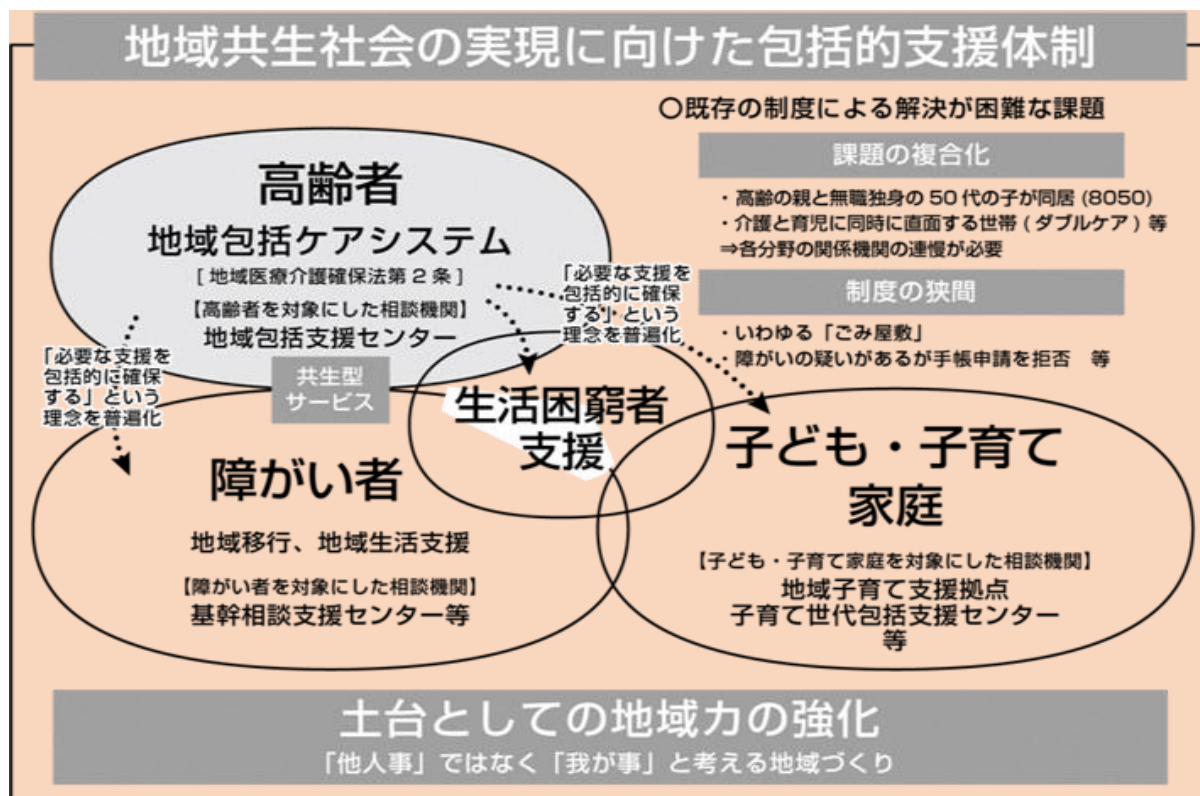
地域共生社会の実現に向けた重点推進プラン

国は、社会福祉法を改正し（平成30年4月1日施行）、「公的支援を『縦割り』から『丸ごと』へ」、「『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む」ことを目指し、高齢者支援として推進してきた分野・主体間を超えて、連携による支え合いの仕組み「地域包括ケアシステム」を、地域に暮らす全ての人が支え合う仕組みとして深化・推進させた「地域共生社会」の実現に動き出しています。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会です。

本町では、地域福祉に関する様々な施策を実施しています。これらの施策を実施することにより、地域共生社会の土台となる地域力の強化に向けた取り組みを推進します。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯等の各専門分野での支援はもちろんのこと、分野がまたがる課題については、これまでどおりそれぞれの相談機関の連携と多機関協働によるネットワーク会議の体制の充実、強化に努め、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。



出典：厚生労働省

1 総合相談体制の充実

(1) 地域共生社会に向けた相談窓口の充実

○生活困窮者やひきこもり者等社会的孤立者への支援に向け、国の福祉事務所未設置町村の一次的相談窓口事業の補助制度を視野に、相談専門員を配置した相談窓口の設置の検討を進めていきます。

○「誰もが自殺に追い込まれることのないまち」を実現するため、町保健福祉課に自殺対策の相談窓口を設置するとともに、関係機関によるネットワークを進め、自殺予防対策を推進します。

(2) 住民の担い手と専門職の協働による「身近な福祉相談所ぽっと」の拡充

○平成 28 年 10 月から始まった「身近な福祉相談所ぽっと」は、地域住民の担い手と専門職が協働して、地域の困りことや見守りが必要な方たちを地域で支援する相談窓口です。現在、旭町第 3、活汲中央、豊永第 3、緑町第 2 自治会の 4 地区で活動が行われています。この活動は、地域共生社会を目指した取り組みでもあり、住民主体による支え合い活動で、その拡充が今後の課題になっています。



豊永第 3 身近な福祉相談所



多機関協働に伴う包括的支援体制ネットワーク会議

(3) 「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業による多機関協働の包括的支援体制の構築

○子どもや高齢者、障がい者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができるよう、複合的な課題を抱えた世帯に対して、各分野の相談支援機関や地域の関係機関からの情報提供を受け、多機関によるチームアプローチでの課題解決のためネットワーク会議を開催します。

○庁外の相談支援機関とのネットワーク構築に向け、相談支援包括化推進員を配置

し、個別相談のワンストップ体制構築を図ります。

- 福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通等）との連携を図り、様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保に努めます。

2 安心して住み続けられる町づくり

- 「住み慣れたつべつで暮らし続けたい」と思うのは、誰もが願うことです。そのためには、医療の確保や健康づくり、介護・福祉サービスの充実、住民同士の助け合い活動などが必要になってきます。そのため、「第4章施策の展開と役割分担」を確実に実行できるよう関係機関と連携した取り組みを進めていきます。

3 成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた取り組み

（1）成年後見制度利用促進基本形計画策定に向けた関係機関との協議

- 成年後見制度利用促進基本計画に盛り込む地域連携ネットワークや中核機関の設置は、弁護士や司法書士、社会福祉士の専門職の確保などから津別町単独での設置よりも、北見市を中心とする定住自立圏構想（北見市・美幌町・訓子府町・置戸町・津別町）の圏域を想定しています。そのため、関係市町や後見実施機関と協議を進めながら「津別町成年後見制度利用促進基本計画」の策定に向けた議論を加速し、誰でも利用できる体制づくりを進めていきます。

（2）地域連携ネットワーク・中核機関設置に向けた検討

- 地域連携ネットワークの役割は、①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築があります。
また、中核機関の役割は、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能（市民後見人の研修・育成・活用、市民後見人の受任調整、法人後見の担い手の育成・活動支援）、④受任者調整（マッチング）等の支援（専門職後見人候補者の推薦、市民後見人の受任調整、親族後見人が受任できるための支援、家庭裁判所との連携）、⑤後見人支援機能（日常的な相談、意思決定支援を重視した後見人支援、チームに加わる関係者への支援等）、⑥不正防止効果（チームによる見守り等）があります。これら中核機関としての機能を、各市町にある成年後見支援センターと役割分担していくことが求められています。